

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月20日
【会社名】	ライフネット生命保険株式会社
【英訳名】	LIFENET INSURANCE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼COO 岩瀬 大輔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル
【電話番号】	03-5216-7900(代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 森 亮介
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル
【電話番号】	03-5216-7900(代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 森 亮介
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当 3,040,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

(注) 1. 平成27年4月20日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	8,000,000株	3,040,000,000	1,520,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	8,000,000株	3,040,000,000	1,520,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
380	190	100株	平成27年5月22日(金)	-	平成27年5月22日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、総数引受契約を締結しない場合には、募集株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
4. 申込み及び払込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
5. 割当予定先が金融庁に提出する保険主要株主の認可申請に基づく内閣総理大臣による認可の取得が条件となります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ライフネット生命保険株式会社 企画部	東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行日本橋支店	東京都中央区日本橋室町二丁目1番地1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,040,000,000	31,000,000	3,009,000,000

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税その他登記関連費用、弁護士費用、フィナンシャル・アドバイザー費用及びその他諸費用です。

(2)【手取金の使途】

当社は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先と後述の本業務提携契約及び後述の本資本提携契約を締結します。これにより、調達資金の差引手取概算額3,009百万円は、後述の本業務提携を効果的に推進するために必要な投資等に充当する予定です。

当社は、割当予定先の顧客基盤を活用し、シンプルでわかりやすい生命保険商品を、より便利にお届けするために、割当予定先のauの既存チャネルなどを通じて、多くのお客さまへご提案していきます。これを実現するための調達資金の使途として、生命保険商品の新しい販売モデル及びブランドの構築並びにカスタマーロイヤリティ向上等に関する費用1,209百万円、このほかの生命保険商品販売に関するマーケティング及びプロモーション費用900百万円、研究開発及びシステム開発費用900百万円を想定しております。それぞれの支出は平成28年3月期から平成32年3月期までの5年間の適切な時期に行う予定です。調達資金のより具体的な使途と支出時期については、今後、割当予定先との協議に基づき立案される本業務提携の個別施策に対応して、決定する予定です。なお、資金使途に充当するまでの間、調達資金は、当社が生命保険会社として行っている資産運用に充当します。なお、当社の資産運用は、リスクを限定した方針に基づき、主に国債を中心とした高格付けの公社債などの円金利資産で行っております。

具体的な使途	金額	支出予定時期
生命保険商品の新しい販売モデル及びブランドの構築並びにカスタマーロイヤリティ向上等に関する費用	1,209百万円	平成28年3月期から 平成32年3月期まで
生命保険商品販売に関するマーケティング及びプロモーション費用	900百万円	
研究開発及びシステム開発費用	900百万円	
計	3,009百万円	

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先の概要		
名称	KDDI株式会社	
本店の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	
事業の内容	電気通信事業	
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第30期（自 平成25年4月1日至 平成26年3月31日） 平成26年6月19日関東財務局長に提出 四半期報告書 第31期第1四半期（自 平成26年4月1日至 平成26年6月30日） 平成26年8月5日関東財務局長に提出 第31期第2四半期（自 平成26年7月1日至 平成26年9月30日） 平成26年11月6日関東財務局長に提出 第31期第3四半期（自 平成26年10月1日至 平成26年12月31日） 平成27年2月4日関東財務局長に提出	
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、シンプルで、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という経営理念のもと、平成20年に開業した、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。インターネットを活用することにより、高い価格競争力と24時間いつでも申し込み可能な利便性を実現するなど、開業から7年目を迎えた現在も、伝統的な生命保険業界にイノベーションを起こすべく新たな挑戦を続けております。新規のお客さまの年齢層は、20代から40代が約9割を占めるなど、独自の顧客層を有し、インターネットを活用することで、生命保険離れが危惧されている若年層を中心に生命保険をお届けしております。その一方で、年間保険料収入が40兆円を超える世界第2位の保険大国であるわが国の巨大な生命保険市場に対して、当社の経常収益は約76億円（平成26年3月期実績）であるように、当社がけん引しているネット生保市場の拡大は、未だに実現途上にあると認識しております。当社は、生命保険会社として、より安定した経営基盤を整え、継続的な成長と事業の拡大を果たすべく、異なる業態を含めた多様な企業とのパートナーシップの強化に取り組んできました。

その一環として、さらなる革新的な取組みに挑戦し、一層の成長を実現するため、通信事業において高いブランド力や幅広い顧客基盤を有する割当予定先と業務提携契約（以下「本業務提携契約」といい、本業務提携契約に基づく業務提携を「本業務提携」といいます。）を締結します。

両社は、本業務提携により、お客さま志向の金融サービスを実現することに加えて、当社の生命保険サービスと割当予定先の商品・サービスとの融合により、これまでにはなかった新たなサービスを創造することを目指します。その端緒として、当社のシンプルでわかりやすい生命保険商品を、割当予定先の金融サービスのひとつとして、同社の幅広いお客さまに、スマートフォンを中心としたauの既存チャネルなどを通じて、より便利にお届けする予定です。これを実現するために、当社は、幅広い顧客基盤を有する割当予定先を生命保険募集代理店として登録し、顧客属性に基づいた効果的なアプローチにより、マーケティングを積極的に推進する予定です。このように、当社は、本業務提携により一層の成長を実現することで、企業価値の向上を図るとともに、既存株主の利益拡大にも資することができると考えております。なお、本業務提携の具体策の検討に当たって、両社で提携推進委員会を設置し、継続的な協議を行うことができる体制を整える予定です。

さらに、両社の信頼関係をより強固なものとし、本業務提携を円滑かつ確実に進めるため、両社で資本提携契約（以下「本資本提携契約」といい、本資本提携契約に基づく資本提携を「本資本提携」といいます。）を締結します。本資本提携契約により、当社は、割当予定先が金融庁に提出する保険主要株主の認可申請に基づく内閣総理大臣による認可の取得を条件として、割当予定先を割当先とする第三者割当による新株発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）で、割当予定先に8,000,000株（議決権比率15.95%）の当社普通株式を割り当てる旨の総数引受契約を締結するとともに、割当予定先から社外取締役1名の派遣を受けることを合意する予定です。これにより、割当予定先は、保険業法における当社の保険主要株主となり、本業務提携における緊密な連携を確保することができると考えております。

保険主要株主は、保険業法上、「保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なう恐れがないこと」が求められるとともに、「保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること」と規定されていることから、当社は、今後の一層の成長を目指すに当たって、ともに歩むことができる重要なパートナーを得ることができると考えております。

また、当社は、本資本提携による第三者割当増資において、3,040百万円を調達します。調達した資金は、本業務提携を効果的に推進するために必要な資金であり、生命保険商品の新しい販売モデル及びブランドの構築や、マーケティング、プロモーション費用などに充当する予定です。さらに、当社は、ソルベンシー・マージン比率2,095.7%（平成26年12月31日現在）と十分な支払余力を有していることに加え、本第三者割当増資による資金調達で、今後も生命保険業を安定的に運営するための資本の充分性がより一層強固なものになります。

以上の点を考慮し、当社は、KDDI株式会社を割当予定先としました。当社は、本業務提携及び本資本提携（以下「本提携」といいます。）により、業務提携を推進すること及び割当予定先が当社の保険主要株主となることを同時に実現することで、その相乗効果として当社の企業価値向上とそれによる当社株主共同の利益の拡大を加速することができるかと認識しております。

なお、当社は、本資本提携契約に基づき、割当予定先から払込金額全額の払込みがなされることを条件として、割当予定先が指名する1名を当社社外取締役候補者とする取締役選任議案を、平成27年6月21日に開催予定の当社第9回定時株主総会に付議する予定です。さらに、当社は、本第三者割当増資により割当予定先に割り当てる当社普通株式（議決権数80,000個）について、第9回定時株主総会における議決権付与を行うことを割当予定先と合意する予定です。

(3) 割り当てようとする株式の数

ライフネット生命保険株式会社普通株式 8,000,000株

(4) 株券等の保有方針

当社は、本資本提携契約において、割当予定先による当社株式の取得は本業務提携契約の推進を目的としていることを確認したことに加えて、割当予定先が当社の営む生命保険業を非常に長期的なビジネスであることを踏まえた上で業務提携契約を締結したと認識していることから、当社株式を長期的に継続保有する方針であると判断しております。

また、割当予定先は、本資本提携契約において、本第三者割当増資により新株式を取得することに加えて、当社に対して社外取締役1名を派遣することに合意する予定です。これにより、内閣総理大臣からの認可の取得を条件として、保険業法第2条第14項に規定する当社の保険主要株主となる予定です。割当予定先は、当社の保険主要株主となることに対して、内閣総理大臣からの認可が必要となることに加えて、保険主要株主の認可申請に際して、認可後5事業年度にわたる見通しを記載した書類を提出する必要があることから、当社は割当予定先が当社株式を長期的に継続保有する方針であると認識しております。

さらに、割当予定先は、本資本提携契約において、当社が株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程、企業行動規範その他の規則を遵守する義務を負担していることを認識かつ了解しており、かかる義務を当社が遵守するために必要な協力を行うことを合意する予定です。当社は、当該合意に基づき、割当予定先との間で、本第三者割当増資による割当を受けた日から2年間において、割当予定先が本第三者割当増資により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告する旨及び当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆の縦覧に供せられることに割当予定先が同意する旨の確約書を締結する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係」において参照した、割当予定先が関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書（第30期）及び四半期報告書（第31期第3四半期）に記載された連結の営業収益、総資産、純資産、現金及び預金等を確認した結果及び本提携による割当予定先との関係に鑑みて、本第三者割当増資の払込みの確実性はあるものと判断しております。なお、当社が確認した割当予定先の連結財務諸表における営業収益、総資産、純資産、現金及び預金は以下のとおりです。

（百万円）

	有価証券報告書（第30期）	四半期報告書（第31期第3四半期）
営業収益	4,333,628	3,351,924
総資産	4,945,756	5,219,284
純資産	2,916,989	3,166,108
現金及び預金	222,050	206,644

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は、その発行する株式を株式会社東京証券取引所市場第一部に上場している上場会社であり、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程及びその施行規則並びに企業行動規範に服しております。割当予定先が、平成26年11月25日に株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書の「内部統制システム等に関する事項」における「内部統制システム構築の基本方針」に、反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組む旨を規定するとともに、全ての役職員が職務の執行に際し遵守すべき基本原則を掲げた「KDDI行動指針」に、反社会的勢力に対して毅然とした対応を行い、不正利益供与などの要求には断固とした態度で臨み、相手の要求には応じない旨を定めております。」との記載内容を確認することにより、当社は割当予定先及び割当予定先の役員又は主な出資者が、反社会的勢力とは一切関係を有していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠と合理性に関する考え方

発行価格につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（平成27年4月17日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値及び直前営業日まで1ヶ月間（平成27年3月18日から平成27年4月17日まで）の同終値の平均値を参照しながら割当予定先と交渉した結果、直前営業日から1.30%のディスカウントである380円に決定しました。

当該発行価格は、本取締役会決議日である平成27年4月20日の直前営業日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値である385円に対しては1.30%のディスカウント、同直前1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値である380円（円単位未満四捨五入）と同額、同直前3ヶ月間（平成27年1月19日から平成27年4月17日まで）の当社普通株式の終値の平均値である346円（円単位未満四捨五入）に対しては9.83%のプレミアム及び同直前6ヶ月間（平成26年10月20日から平成27年4月17日まで）の当社普通株式の終値の平均値である347円（円単位未満四捨五入）に対しては9.51%のプレミアムとなります。

当該発行価格は、本取締役会決議日の直前営業日の終値385円に対して1.30%のディスカウントではありますが、当該ディスカウントにつきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の原則に準拠したものであることに加え、当社の配当状況、当社株式の株価の騰落習性、当社の資産状況や業績動向等に鑑みて、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、当社の監査役4名（うち社外監査役3名）全員から、当該発行価格は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にして決定され、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、割当予定先に特に有利ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新株式の発行数量は、発行済株式総数42,175,000株に係る総議決権数421,691個（平成27年3月31日現在）に対し、新株式の発行による株式の総数8,000,000株に係る議決権数80,000個の占める割合が18.97%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化が生じることとなります。しかし、本第三者割当増資による調達資金を、当社が本業務提携に係る必要資金に充当し、さらなる事業規模の拡大と企業価値の向上を図るとともに、本資本提携により、割当予定先が保険業法第2条第14項に規定する保険主要株主となることで、両社の信頼関係がより強固なものとなり、本業務提携をより円滑かつ確実に推進することが可能となります。これにより、当社の企業価値の向上に繋がり、既存株主の利益に資するものであると考えております。

また、本第三者割当増資により調達する資金の総額は、本業務提携に必要な金額であることに加え、新株式の発行数量は、本資本提携により、割当予定先が保険主要株主となるために必要な議決権割合に応じたものであると判断しております。

以上を考慮し、新株式の発行数量及び当社株式の希薄化の規模は、本提携により当社の企業価値の向上と株主共同の利益の創出を図る目的を達成するために、必要かつ合理的な規模及び数量であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行される普通株式8,000,000株は、平成27年3月31日現在の当社の発行済株式総数42,175,000株に対して18.97%の割合であることから、該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2-3-2	-	-	8,000,000	15.95%
JP MORGAN CHASE BANK 380634 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行 決済業務部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4-16-13)	5,683,900	13.48%	5,683,900	11.33%
あすかDBJ投資事業有限責任 組合	東京都千代田区内幸町1-3-3内 幸町ダイビル	5,683,800	13.48%	5,683,800	11.33%
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1-2-1 (東京都中央区晴海1-8-12晴海 アイランドトリトンスクエアオ フィスタワーZ棟)	4,800,000	11.38%	4,800,000	9.57%
株式会社セブン・フィナンシャ ルサービス	東京都千代田区二番町8-8	3,250,000	7.71%	3,250,000	6.48%
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町2-4-3	1,625,000	3.85%	1,625,000	3.24%
株式会社リクルートホールディ ングス	東京都中央区銀座8-4-17	1,250,000	2.96%	1,250,000	2.49%
株式会社朝日ネット	東京都中央区銀座4-12-15	1,166,000	2.77%	1,166,000	2.32%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	885,600	2.10%	885,600	1.77%
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿6-27-30)	848,900	2.01%	848,900	1.69%
計		25,193,200	59.74%	33,193,200	66.16%

(注)1.平成27年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

2.割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の発行済株式総数に係る総議決権数421,691個に、本第三者割当増資により増加する議決権数80,000個を加えた501,691個を基準として算出してあります。所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入してあります。

3.当社は平成25年4月25日付けでSwiss Reinsurance Company Ltdと業務提携契約を締結しました。これに伴い、平成25年5月2日付けで、Swiss Reinsurance Company Ltdから5,683,900株を保有する旨の大量保有報告書が関東財務局に提出されております。以上の事実と、上表の株主名簿の記載内容を照合した結果、当社は、「JP MORGAN CHASE BANK 380634」がSwiss Reinsurance Company Ltdのカストディアンであると判断してあります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

平成26年6月18日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第9期第1四半期（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

平成26年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第9期第2四半期（自平成26年7月1日 至平成26年9月30日）

平成26年11月13日関東財務局長に提出

事業年度 第9期第3四半期（自平成26年10月1日 至平成26年12月31日）

平成27年2月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年4月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月24日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年4月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成27年4月20日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年4月20日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年4月20日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ライフネット生命保険株式会社本店

（東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。